

令和 2 年度

いじめを生まない土壌づくりのための基本的な方針

(いじめ防止等のための基本的な方針)

春日部市立八木崎小学校

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための基本的な考え方	
1 いじめの定義	1
2 いじめの防止に対する基本的な考え方	1
第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組	
1 いじめの防止等の対策のための組織の設置	2
2 本校におけるいじめの防止等に関する取組	
（1）いじめの未然防止のための取組	2
（2）いじめの早期発見のための取組	6
（3）いじめに対する早期対応	7
（4）いじめへの対処	8
（5）いじめの解消	8
（6）学校基本方針の内容の点検と見直し	9
第3 重大事態への対応	
1 重大事態の定義	9
2 重大事態への対応の流れ	10
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	11
【資料1】 いじめの防止のための取組チェックリスト	12
早期発見のための教職員用チェックリスト	12
【資料2】 早期発見のための家庭用チェックリスト	13
児童、保護者向けの学校生活アンケート	13

はじめに

全国的に見て、児童生徒へのいじめは依然深刻な状況が続いています。そのような中で、第183回国会（常会）において「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成25年6月28日に公布されました。

本校では、春日部市教育委員会が推進する「伝え合い 学び合い 育ち合い 思い合いがうれしい教室」を目指し、学校教育目標である「かしこい子 やさしい子 たくましい子」の実現を目指して全職員一丸となって教育活動を展開しております。すべての子どもたちが笑顔あふれ、夢と希望を胸に抱き、輝く未来に向けて健やかに成長することを切に願っています。

現在、社会問題となっているいじめから子どもたちを守るために、これまでも「いじめは絶対にしない、させない、許さない」という信念のもと、いじめを生まない土壌づくりのための様々な対策を講じてきました。それらをさらに確実なものとするため、いじめの問題に関する総合的な対策を策定し、いじめの防止に取り組んでいきます。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※一定の人的関係について、同じ学校に在籍しているのは一例に過ぎず、例えば現在は違う学校に通う児童であるが、同じクラスに在籍していたケースや、学校とはかかわりのない活動において接触がある場合なども「一定の人的関係」としてとらえる。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方【いじめ防止対策推進法 第13条】

（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- ・策定した「学校基本方針」については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめの発生時に、学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ・加害者への成長支援の観点から、いじめの加害者への支援をする。

法の趣旨を踏まえ、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、本校の学校基本方針が、実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のために本校が実施する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置【いじめ防止対策推進法 第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「いじめ防止対策委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、本校の生徒指導委員会を母体とし、**校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談部員**で構成するものとする。

また、推進委員会は、学校基本方針に基づく、いじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することで、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

推進委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ 情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報への対応を組織的に実施する中核としての役割

2 本校におけるいじめの防止等に関する取組

本校は、春日部市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめへの迅速な対応等に当たる。

（1）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本的な考えとして、学校は、児童同士心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自尊感情を高めていくことによ

り、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっていく。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

ア 学級経営の充実

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには学級づくりがとても重要であることから、次の点に留意し、学級経営の充実を図る。

(ア) 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

①児童の気持ちを共感的に受け止める。

②集団への所属感を深め、居場所をつくる。

③見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）

④規準を示す。（「～してはならない。」ではなく、「～なときには～する。」）

(イ) 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

①分かる楽しさを与える。

②自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

(ウ) 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(エ) 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

イ 道德教育の充実

道德の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、すべての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てるために、次の点に留意し、道德教育の充実を図る。

(ア) 全教育活動で行われる道德教育を、補充、深化、統合して道德的心情、道德的判断力、道德的实践力を育てる。

(イ) 「彩の国の道德」「指導資料集」「学級づくり羅針盤」を活用し、児童一人一人の自尊感情を高めていく。

(ウ) 「春日部の道德」を用い、「活用事例集」を活用した、いじめを生まない心の教育を進めていく。

ウ 教職員の意識向上

「いじめの未然防止」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返るために、次の点に留意する。

(ア) 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

(イ) 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ってあたる。

- (ウ) いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- (エ) 教師がいじめの発生にかかわっている場合もあることに十分留意する。
 - ①教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
 - ②教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
 - ③教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

エ 保護者同士のネットワークづくり

「いじめの未然防止」には、保護者の協力が不可欠であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多い。そこで次の点に留意し、学校でも保護者同士の関係づくりを図っていく。

- (ア) 学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめ等の問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
- (イ) P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめの防止

児童がインターネット上のいじめに遭遇しないために情報モラルの徹底を図ることが大切である。そのために、次の点に留意する。

- (ア) 学活等を活用して、ネット問題について児童向け学習会を毎年度実施する。
- (イ) 「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。
- (ウ) 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、県のネットアドバイザー等を講師として招聘し、保護者対象の講演会を実施する。

カ 春日部市元気アップ推進委員会が取り組む事業への参加

「いじめ・不登校」問題の解消に向けて春日部市が重点的に取り組む「スーパー元気さわやかキャンペーン」に対し、本校でも次の点に留意し重点的に取り組んでいく。

- (ア) 児童の実態に応じた取組を行う。
 - ①いじめに関する資料を用いた道徳授業、学級活動
 - ②児童が主体となって運営する児童集会
- (イ) スーパー元気さわやか集会に積極的に参加していく。
 - ①ふれあい交流ゲーム ②代表者による八木崎小の取り組み発表
 - ③保護者、地域住民、小中学生との意見交換

(2) いじめ早期発見のための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくいことが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。そこで、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 保護者や地域、関係機関との連携

- (ア) 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実に努める。
- (イ) 必要に応じて、市民生活相談課、子育て支援課、教育相談センター、関係小中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

イ 児童及び保護者からの情報収集

- (ア) 毎月、学級に於いて「いじめ調査」を実施する。
- (イ) 「いじめ調査」の実施から、必要に応じて、一人一人と直接話をしていく。
- (ウ) 「連絡帳」や「日記帳」などから交友関係や相談事の把握に努める。
- (エ) 必要に応じて、保護者にアンケート調査を実施する。

ウ 「New I's」の活用【資料 1， 2】

- (ア) 「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目がある児童に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、関係職員に相談する。
- (イ) 「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ) 「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないように速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で次の点に留意して取り組む。

ア いじめている児童への指導（「New I's」参照）

- (ア) いじめている児童への説諭
いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
- (イ) 再発を防止するために、児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

- (ア) 共感的態度で話を聴く
「いじめられる側にも問題がある」という考え方のないように留意する。さらに、本人のプライドを傷つけないように注意する。
- (イ) 安心して教育が受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

ウ 周りではやし立てる児童への対応

- (ア) はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- (イ) いじめられている児童の気持ちを考えさせ、いじている側と同様の立場であると気づかせる。

エ 見て見ぬふりをする児童への対応

- (ア) 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。
- (イ) いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 学級への対応

次の点に留意し、いじめの早期対応、早期解消に努める。

- ①話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ②見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤道徳教育の充実を図る。また、特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑥行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

カ 他校の児童がかかわるいじめに関する対応

- 本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童がかかわるいじめの事実があると思われるときは、当該校への連絡、その他の適切な措置をとる。

キ 春日部市教育委員会への報告

- (ア) 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を春日部市教育委員会へ速やかに報告する。
- (イ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) いじめへの対処

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめられている児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては、その児童の人格の成長を念頭に置いた上で、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめの事実の確認を行った結果については、教育委員会に報告する。
- ・いじめをうけた児童または保護者に対する支援などを行う。
- ・いじめを行った児童に対する指導または、その保護者に対する助言等を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携する。
- ・いじめを受けた児童と、いじめを行った児童が、複数校に係る場合は、関係校との情報連携を密に図り、関係児童及びその保護者への支援と助言を行う。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら

の要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行動が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらないこととする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

（6）学校基本方針の内容の点検と見直し

取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行う。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 第28条】

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大

事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

2 重大事態への対処の流れ

- (1) 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。いじめの事案で被害児童が学校を退学・転学した場合は、退学・転学にいたるほど精神的に苦痛をうけていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することを十分に考え、適切に対応を行う。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報の可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申し立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言しない。学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。
- (3) 重大事態が発生した場合、本校は春日部市教育委員会へ事態発生について報告し、教育委員会の指導を仰ぎながら事態へ対応していく。
- (4) 本校は、推進委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。）
- (5) (4) の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- (6) (4) の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられている児童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者に、あらかじめ説明しておく。
- (7) (4) の調査を行った推進委員会は、明らかになった事実関係をいじめられている児童及びその保護者に適切に提供する。
- (8) その他留意事項
 - ア 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

イ「New I's」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。特に、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応に特別の注意が必要である。

ウ 関係のあった児童が深く傷つき、他の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、推進委員会において毎年度、八木崎小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、八木崎小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

【資料1】いじめの防止のための取組チェックリスト

(生徒指導ハンドブック New I's p16,17)

(2) いじめの取組のチェックポイント

項	目	評価
指導体制	1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
	2 いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3 いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないこととはしてはいけない」と毅然とした強い指導を行っているか。	
	4 いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	5 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教 育 者	6 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実を図っているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
	7 学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8 道徳や学級活動(8-11-1)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	9 学級活動(8-11-1)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
	10 児童生徒に幅広い生活体験を積み重ね、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	11 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12 いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止(義務教育)や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13 いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的指導等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	14 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
	15 部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	

-16-

16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの確にに対応しているか。	
20	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じて教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
22	校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
25	児童生徒等の個人情報の取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。	
26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を高めるとともに、家庭訪問や学校連絡などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	



-17-

早期発見のための教職員用チェックリスト (生徒指導ハンドブック New I's p12,13)

【資料1】

家庭用いじめ発見チェックシート(詳細例)



1 起床から登校前
◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである ◇けだるそうな、疲れた表情である ◇いつもと違って朝食を食べべうとしない ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする ◇学校に行くのを渋ったり、登校時の集合場所に行きたがらない
2 登校中
◇友達の間で荷物を持たされている ◇一人で登校するようになる ◇遠回りして登校している ◇途中で家に戻ってくる
3 帰宅時
◇理由のほつきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつきがある ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない ◇いつもより帰宅が遅い ◇自転車や持ち物等が壊されている ◇学校の話をしなくなる ◇外出しなくなる ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある
4 夕食時から就寝まで
◇食欲がない ◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にないである ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく ◇買い与えた覚えのない品物を持っている ◇メールをこっそり見る、鳴っている携帯電話に出たがらない ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる ◇家族の者と話をしなくなる ◇いじめの話をすると強く否定する ◇弟や妹をいじめると、急に乱暴になったり情緒不安定になる ◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている ◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

-31-

身の回りの会	□持ち物がなくなつたと、よく訴えに来る □服が汚れていたり、破けていたりしている □泣いている、または机に伏せたままである □自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている	
部活動・クラブ活動	□参加しないことが多く、表情も暗い □一人で、大変な仕事(準備や後片付け)をやらされている □ベアの練習で、いつも取り残される □練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている □他の部員から強い口調で注意されたり、使い回りにされたりしている □辞めたいなどの訴えがある □理由のほつきりしないが、あざ、汚れがある □道具を隠される □孤立している	
放課後から下校時	□急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている □机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている □いつも教師に相談したそうに寄って来る □鞆や持ち物がなくなっている □ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている □校舎内の柱や壁などに悪口や傷つような内容の落書きをされている □皆の荷物を持たされている □遠回りして帰る □一人で帰る	
学校生活全般	□皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる □一人で残って仕事をしている □ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる □無理に役員を押し付けられる □宿題や集金などの提出物が遅れる □一人の子の机や持ち物をさわろうとしない □連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる。	

いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント:

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



-13-

【資料2】早期発見のための家庭用チェックリスト（生徒指導ハンドブックNew I's p31）

いじめ発見のチェックポイント		
	観察の視点	あてはまる 子の名前
朝の会	☐ 担任が来るまで廊下で待っている ☐ 他の子どもより早く登校する ☐ 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる ☐ 担任のあいさつや出席確認のときに返事が無い、または極端に小さい ☐ 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	☐ 一人遅れて教室に入ってくる ☐ 授業の始めに用具が散乱している ☐ 忘れ物が多くなる ☐ 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない ☐ 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする ☐ ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる ☐ 正しい意見なのに冷やかされる ☐ 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる ☐ 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる ☐ その子への配布物を譲る雰囲気がある ☐ 実験などの後片付けをいつもやらされている ☐ 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない ☐ 音楽の授業で歌えなくなる ☐ 内緒話をされている ☐ 不自然に机や椅子が離されている ☐ 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	☐ いつも一人でボツンとしている ☐ 笑顔が見られずおどおどしている ☐ 特に用事がないのによく職員室に来る ☐ 移動教室のとき、荷物を持たされている ☐ 格闘技ごっこなどでやられている ☐ 保健室や相談室に来る回数が多くなる ☐ 授業が始まってから教室に戻りたがらない	
給食時	☐ 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある ☐ 食べ物にいたずらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） ☐ 給食を食べない、食欲がない ☐ 早食い競争などをやられている ☐ 配膳を嫌がられている ☐ いつも片付けをさせられている	
清掃時	☐ 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い ☐ 机や椅子が運ばれずに、放置されている ☐ 衣類が汚れたり、ぬれたりしている ☐ 清掃後、頻りに授業に遅れてくる	

-12-

児童、保護者向けの学校生活アンケート（生徒指導ハンドブックNew I's p33,35）
学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

小・中学校向け

みなさんへようこそ
学校生活アンケート

(無記名式・例)

() 年 () 組 男・女

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視されたり、仲間はずれにされたりしたことがありますか

ある・ない

問2 ひやかしやからかい、悪口や噂しなどを言われたことがありますか

ある・ない

問3 自分の持ち物をかくされたり、勝手に使われたりしたことがありますか

ある・ない

問4 友だちの持ち物を自分のカバンや机の中に勝手に入れられたことがありますか

ある・ない

問5 わざとぶつかられたり、遊びのふりをしたたかれたり、けられたりしたことがありますか

ある・ない

問6 そうじや当番をおしつけられたことがありますか

ある・ない

問7 あなたの悪口をメールで送られたり、ブログ・ブログに書き込まれたことがありますか

ある・ない

問8 あなたの友だちでいじめにあつてつらい気持ちで生活している人はいますか

いる・いない

-33-

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに「○」を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の（例）のような困り事はありませんか？

（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や噂し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしておかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高 () 年 () 組 性別 ()

質問項目	回答
① うちの子供は学校で、ほかの子供から（例）のような事をされている。	はい いいえ わからぬ
② うちの子供は学校で、ほかの子供に（例）のような事をしている。	はい いいえ わからぬ
③ うちの子供から学校で、（例）のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④ うちの子供のまわりで、（例）のような事があるとほかの保護者や教員の方から聞いたことがある。	はい いいえ
⑤ 家庭で、（例）のような問題について子供と話をすることがある。	はい いいえ

質問項目①～④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

-35-

